

鳥取県告示第531号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年8月21日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 廃止の届出を受理した年月日 | サービスの種類 |
|------------------------------|-------------|--------------|---------------|---------|
| 有限会社ケアサービスクローバー 代表取締役 森伸子 | ケアサービスクローバー | 鳥取市大榎町13 | 平成21年8月14日 | 訪問介護 |